



オンライン編



「裁判員、何歳からか知ってるかな？」

山形県立新庄南高等学校金山校

高校の教室と裁判所をZoomでつないで、裁判員制度についてオンライン講演を行いました。

クイズ形式で裁判員に選ばれる年齢を確認しました！

裁判員に選ばれる年齢が、20歳以上から18歳以上になったのは知っているかな？ 生徒の皆さん正解できた？

法改正により、令和4年4月1日から、裁判員になることができる年齢が18歳以上となりました。



佐藤裁判官

町田裁判官

講義の様子



今回は、学校の授業の1コマを利用したオンライン「出前講義」です。

「公共」授業の講師として、刑事部の裁判官が生徒の皆さんに対して裁判員制度について、オンラインで講義しました。

画面越しとはいえ、裁判官と話すのは、とても緊張している様子でしたが、熱心に内容を聞いていました。

出張編



国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所

職員の皆さんに、山形家庭裁判所の裁判所書記官が「成年後見制度」と「裁判員制度」について講義しました。

事前に、成年後見制度のDVDを視聴していただき、パワーポイントやパンフレット等の資料を基に、まずは、手続き等の一般的な説明をした後、事前にいただいた質問にひとつひとつお答えしました。

「成年後見制度」については、職務に密接に関連することから、とても高い関心を示されておりました。

また、「裁判員制度」についても、裁判員に選任された場合の、さまざまな疑問を積極的に質問をされ、理解を深めておられました。事前の動画視聴の御協力ありがとうございました。



■ 出前講義のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判官が学校、職場、公民館などに何って講義を行う、「出前講義」を行っています。詳しくは、山形地方・家庭裁判所のウェブサイトをご覧ください。

🔍 山形地裁 出前講義

(お申し込み先・お問い合わせ先) 山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)